

第 15 号議案

桶川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

桶川市国民健康保険条例（昭和34年桶川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の項に対応する改正後の項が存在しない場合にあつては、当該改正前の項を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(一部負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注7の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p> <p>(出産育児一時金)</p>	<p>(一部負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注9の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p> <p>(出産育児一時金)</p>

第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として42万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合における同項の出産育児一時金の額は、50万円とする。ただし、当該出産が死産又は流産である場合を除く。

(1) 出産した被保険者が当該出産前に1人以上出産している場合。ただし、当該出産前に死産又は流産でない子を1人以上出産している場合に限る。

(2) 出産した被保険者の属する世帯に既に当該被保険者の子又は当該被保険者の配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の子が1人以上いる場合。ただし、前号に掲げる場合を除く。

3 前2項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第8条 略

2 前条第3項の規定は、葬祭費について準用する。この場合において、同項中「出産育児一時金」とあるのは「葬祭費」と、「出産」とあるのは「死亡」と読み替えるもの

第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として50万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第8条 略

2 前条第2項の規定は、葬祭費について準用する。この場合において、同項中「出産育児一時金」とあるのは「葬祭費」と、「出産」とあるのは「死亡」と読み替えるもの

とする。

とする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、出産の日がこの条例の施行の日以後である被保険者又は被保険者であった者に係る出産育児一時金について適用し、出産の日がこの条例の施行の前日である被保険者又は被保険者であった者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和5年2月20日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

健康保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。